

坂戸・鶴ヶ島消防組合イメージキャラクターさかぼう・つるぼうイラスト等使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂戸・鶴ヶ島消防組合イメージキャラクター「さかぼう・つるぼう」(以下「キャラクター」という。)のイラスト等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 何人も、キャラクターのイラスト等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 消防組合の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) その他その使用が不相当であると消防長が認めるとき。

(使用承認の申請)

第3条 キャラクターのイラスト等を使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターイラスト等使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して消防長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 営利を目的として使用する場合
- (2) キャラクターを立体物又は動画で使用する場合
- (3) その他消防長が必要と認める場合

(使用承認の決定)

第4条 消防長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、使用の承認の可否を決定し、使用を承認した場合にあっては、キャラクターイラスト等使用(変更)承認通知書(様式第2号)により、使用を承認しない場合にあっては、キャラクターイラスト等使用(変更)不承認通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 消防長は、必要があると認めるときは、前項の規定による使用の承認の決定に条件を付することができる。

(使用承認の有効期間)

第5条 前条の規定による使用の承認の決定(以下「使用承認の決定」という。)の有効期間は、無制限とする。ただし、キャラクターのイラスト等を使用した商品を販売する場合における使用承認の決定の有効期間は、使用承認の決定のあった日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(使用承認手続きの省略)

第6条 第3条及び第4条第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書による申請又は承認通知書による通知を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び関係団体等が使用するとき。
- (2) テレビ、新聞等が報道を目的として使用するとき。
- (3) その他消防長が認めるとき。

(使用料)

第7条 キャラクターのイラスト等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用承認の決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、消防長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) キャラクターのイラスト等は、使用承認の決定を受けた内容に限り使用し、消防長が付した条件に従うこと。
- (2) 坂戸・鶴ヶ島消防組合及びキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変等の応用使用はしないこと。
- (4) キャラクターのイラスト等を使用する際は、「坂戸・鶴ヶ島消防組合イメージキャラクター さかぼう・つるぼう」の付記をすること。
- (5) キャラクターのイラスト等を使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに消防長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) キャラクターのイラスト等を使用した商品を販売する場合は、当該年度終了後1か月以内に、キャラクターイラスト等使用商品等販売状況報告書（様式第4号）を提出すること。

(権利設定の禁止)

第9条 使用者は、キャラクターの使用物件について、商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(使用承認の変更の決定)

第10条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクターイラスト等使用変更承認申請書（様式第5号）を消防長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条の規定は、使用承認の変更の決定について準用する。

(使用承認の取消し)

第11条 消防長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用承認の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他消防長が不相当と認めるとき。

2 消防長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、さかぼう・つるぼうイラスト等使用承認取消通知書（様式第6号）により、当該使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、前項の規定による通知書の通知があ

った日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 消防長は、第1項の規定により使用承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第12条 前条第1項の規定により使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、坂戸・鶴ヶ島消防組合は、その責めを負わない。

2 使用者がキャラクターのイラスト等の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合については、坂戸・鶴ヶ島消防組合は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

キャラクターイラスト等使用承認申請書

年 月 日

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防長 あて

申請者 団体の名称
住 所
代表者名
担当者名
連絡先

キャラクターのイラスト等を使用したいので、坂戸・鶴ヶ島消防組合イメージキャラクターさかぼう・つるぼうイラスト等使用取扱要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

使用イラスト	
使用目的 (当てはまるものに○ を付けてください。)	・商品販売 ・商品パッケージ ・販促品 ・広告 ・立体物 ・動画 ・その他 ()
使用方法・規格等	(具体的な使用方法及び名称・規格・数量・価格等を記入して下さい。)
使用期間 (最長3年)	(目的が商品販売の場合のみ記入して下さい。) 年 月 日 ~ 年 月 日
添付書類	・使用するイラストデザインの写し ・企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)

備考 使用イラストの欄には、使用するイラストがわかるよう説明を記載し、イラストデザインの写しを添付してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

キャラクターイラスト等使用（変更）承認通知書

第 号
年 月 日

様

坂戸・鶴ヶ島消防組合
消防長



年 月 日付けで申請のあったキャラクターのイラスト等の使用（変更）については、坂戸・鶴ヶ島消防組合イメージキャラクターさかぼう・つるぼうイラスト等使用取扱要綱第 4 条第 1 項（第 10 条第 2 項において準用する第 4 条第 1 項）の規定により、次のとおり承認することに決定したので通知します。

使用イラスト番号	
使用目的	
使用方法・規格等	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
承認番号	第 号

備考 1 キャクターのイラスト等の使用に当たっては、坂戸・鶴ヶ島消防組合イメージキャラクターさかぼう・つるぼうイラスト等使用取扱要綱を遵守すること。

2 商品を販売する際は、当該年度終了後 1 か月以内に、さかぼう・つるぼうイラスト等使用商品等販売状況報告書（様式第 4 号）を提出すること。

様式第3号（第4条関係）

キャラクターイラスト等使用（変更）不承認通知書

第 号
年 月 日

様

坂戸・鶴ヶ島消防組合
消防長



年 月 日付けで申請のあったキャラクターのイラスト等の使用（変更）については、坂戸・鶴ヶ島消防組合イメージキャラクターさかぼう・つるぼうイラスト等使用取扱要綱第4条第1項（第10条第2項において準用する第4条第1項）の規定により、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

不承認とする理由

様式第4号（第8条関係）

キャラクターイラスト等使用商品等販売状況報告書

年 月 日

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防長 あて

承認番号 第 号

団体名・代表者

担当者・連絡先

使用方法	商品の種類	商品名	販売期間	販売総額	内訳 (単価×数量)	販路	備考
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ～ 年 月 日	円		<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ～ 年 月 日	円		<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ～ 年 月 日	円		<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※年度ごとの状況をまとめ、当該年度終了後1か月以内（4月30日）に提出してください。

様式第5号（第10条関係）

キャラクターイラスト等使用変更承認申請書

年 月 日

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防長 あて

申請者 団体の名称

住 所

代 表 者 名

担 当 者 名

連 絡 先

年 月 日付け 第 号で使用承認の決定があったキャラクターのイラスト等の使用について、下記のとおり申請の内容を変更することについて承認を受けたいので、坂戸・鶴ヶ島消防組合イメージキャラクターさかぼう・つるぼうイラスト等使用取扱要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

変更内容

変更前

変更後

様式第6号（第11条関係）

キャラクターイラスト等使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

坂戸・鶴ヶ島消防組合
消防長



年 月 日付け 第 号で使用承認の決定があったキャラクターのイラスト等の使用について、坂戸・鶴ヶ島消防組合イメージキャラクターさかぼう・つるぼうイラスト等使用取扱要綱第11条第1項の規定により使用承認を取り消したので、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

取消理由